

ファミリー・サポート・センター事業の拡充について

政策提言先 厚生労働省

政策提言の要旨

ファミリー・サポート・センター事業のさらなる普及に向け、小規模なセンターに対する子ども・子育て支援交付金の補助基準額の引き上げを提言します。
また、「預かり手増加のための取組」の加算対象への追加、預かり場所の借り上げに係る費用の補助対象への追加について提言します。

【政策提言の具体的内容】

1 小規模なファミリー・サポート・センターに対する補助基準額の引き上げ

子育て支援に有効なファミリー・サポート・センター事業を全国的に普及させるため、小規模な自治体でもセンターを開設し、安定的に運営できるよう、子ども・子育て支援交付金の補助基準額の引き上げを提言します。

2 「預かり手増加のための取組」への加算対象への追加

「預かり手増加のための取組」として、市町村の取組を促し、全国の会員増につなげるため、保育所や放課後児童クラブ、地域の公民館などで会員獲得に向けた説明会や会員登録といった具体的な取組そのものを加算対象に追加することを提言します。

3 預かり場所の確保に係る経費の補助対象への追加

新型コロナウイルス感染症などにより、自宅での預かりができない場合に、各センターが預かり場所を確保するための費用について、子ども・子育て支援交付金の補助経費へ追加することを提言します。

【政策提言の理由】

1 小規模なファミリー・サポート・センターに対する補助基準額の引き上げ

- ファミリー・サポート・センター事業の実施割合は、全国市町村で51.9%（平成30年度）、高知県内で35.3%（令和3年3月現在）にとどまっている状況です。
- 国においては、補助要件である会員数の引き下げなど、ファミリー・サポート・センター事業の充実に向けて取り組んでいただいておりますが、会員数の大幅な増加が見込みづらい小規模な自治体にとっては、現行の交付金メニューでは十分な財源の確保が難しく、事業実施に踏み切れません。
- 小規模な自治体であっても、センターを設置・運営するためには最低限の人件費や運営費が必要です。ファミリー・サポート・センターをさらに普及させていくためには、特に会員数20～49人の区分における基本事業分の補助基準額を引き上げ、安定的かつ十分な財政支援を行うことが必要です。

2 「預かり手増加のための取組」への加算対象への追加

- 令和元年度から新設された「預かり手増加のための取組加算」は、会員の確保策として効果が高いものと考えております。
- 当加算は、年度末に会員数の増減を精査した結果、一定の増員が認められた場合のみ加算対象となっているため、会員となり得る人員が限られる小規模な自治体では、会員増に向けた取組行っても、基準を満たす増員を図ることが困難で、必要な財源を確保できないという声が聞

かれています。

- ・ 財政状況の厳しい小規模な自治体において、預かり手確保に向けた積極的な取り組みを後押しするためには、地域の公民館や保育所などで実施する会員獲得に向けた取組そのものに対する加算措置を設けることが効果的であると考えます。

3 「預かり場所確保に係る経費」の補助対象経費への追加

- ・ 現在の要綱では、子どもの預かり場所としてセンターが専用の部屋等を借り上げることは可能とされていますが、その費用は交付金の補助対象とされていません。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、自宅に高齢の家族や病気の家族が居る場合などで、預かりが困難となっています。このほか、自宅に居る家族の急な病気で普段行っていた通常の預かりができないといったケースもあり、安心して預かりができる場所の確保が必要となっています。
- ・ このため、令和3年度より、センターが借り上げた施設等の経費に対する補助を県独自で実施しています。
- ・ 小規模な自治体であるほど、費用負担がネックとなっています。また、子育て中の世帯が安心して子育てができ、また、安心して働くことができるよう、ファミリー・サポート・センター事業を充実し、全国にさらにセンターを普及させていくためにも、補助対象経費の拡充が必要です。

【高知県担当課】 子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課

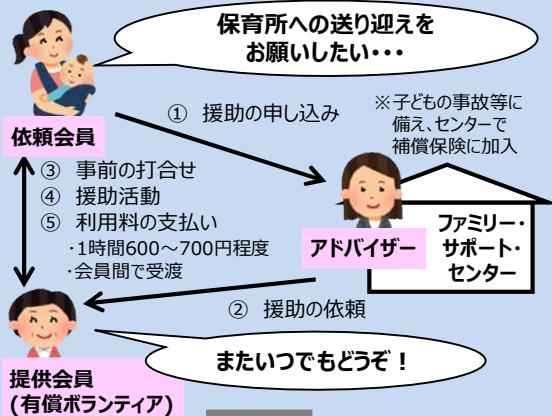
ファミリー・サポート・センター事業の拡充

現状

全国的に人口減少が進行する中、出産・子育て期を迎えた女性が希望の働き方ができるための支援、とりわけ、働きながら子育てができる環境づくりを進めることは今後ますます重要

ファミリー・サポート・センターは
・仕事の都合で保育所への送迎ができないといった状況に柔軟に対応でき、保護者の就労等の預かりの理由を問わず対応が可能
・地域において支え合う子育て支援の制度であり、制度を通して地域の支え合いの輪が広がる

ファミリー・サポート・センターの仕組み



柔軟な預かりに対応できるファミリー・サポート・センターの普及は有効な子育て支援策であるが、

全国市町村の実施割合は51.9%

(1,724市町村中895市町村・H30年度時点)

高知県内の実施割合は35.3% (34市町村中12市町村・R3.3.31現在)

にとどまっている状況

小規模な自治体における課題

(1)補助額が十分でない

- ・本県市町村の会員数50人未満のセンターにおける事業費の平均：**2,707千円** (人件費2,042千円+運営費665千円)
- ・子育て援助活動支援事業 基準額 基本事業基本分(20～49人)：1,000千円 ひとり親家庭等利用支援：400千円

※その他は小規模な自治体にとっては活用しづらい

センターを設置・運営するためには補助額が不足しており、市町村の財政負担が大きく、事業実施に踏み切れない

(2)預かり手増加のための取組加算を活用しづらい

- ・預かり手増加のための取組加算会員数の考え方：1年ごとに更新・整理した上での数
- (例) ●●町(3人以上増加で加算) 令和2年度末23人が令和3年度7月末(講習会終了)時点で27人(+4人)
- ※この時点では、加算の対象となり得るが、年度末に向けた転居等による退会により加算の可否が変わる⇒市町村にとっては年度末まで分からない

会員の大幅な増加が見込めず、数人の減少が最終的な実績に与える影響が大きいため、ハードルが高く、活用が困難

(3)預かり場所の借り上げ経費が補助対象経費とならない

- ・現在、借り上げた施設等での預かりは可能となっているが、費用は補助対象外である。
- ※新型コロナウイルス感染症などの感染症流行時や家族の急な病気などにより、自宅での預かりが困難となった場合の活用できる施設等の借り上げ経費を対象としてほしい

新型コロナウイルス感染症拡大により、預かりキャンセルが発生

本県の取組 ファミリー・サポート・センター事業の充実

○高知県ファミリー・サポート・センター運営費補助金

ファミリー・サポート・センターを設置・運営する市町村を高知県独自の補助メニューにより支援

・補助率：①②③④⑤2/3、⑥10/10

・支援内容：①専任職員の配置(H29～)

【基準額：1,000千円】

②会員数20人以上49人以下のセンターへの加算(H31～) 【基準額：800千円】

③講習等に関する加算

④援助活動を活性化するための取組を実施するための加算

⑤自宅での預かりが困難な場合等に預かり場所を確保するための加算

⑥提供会員の活動支援(提供会員に年額5,000円の活動費を支給)

政策提言

子育て支援に有効なファミリー・サポート・センター事業を全国的に普及させるためには、小規模な自治体でもセンターを開設・運営できるよう、**補助基準額の引き上げが必要**。あわせて、**預かり手増加加算の交付対象の追加**、並びに、**預かり場所の借り上げ経費について加算**できるよう検討を。